

# 死亡した山羊・めん羊の 伝達性海綿状脳症（TSE）検査の 対象月齢が変わります

家畜伝染病予防法施行規則の改正に伴い、

**令和4年4月1日より**

**12か月齢以上⇒18か月齢以上**

に引き上げられます。

【検査対象】

- **18か月齢 = 1歳半以上**で死亡した、  
全ての**山羊、めん羊の死体**
- 月齢に関わらず、特定症状（掻痒感及びそれに伴う脱毛、無気力化、麻痺、運動失調、発育不良等の臨床症状）を呈す山羊、めん羊



中央家畜保健衛生所（岐阜市）に搬入していただき、検査します。  
死亡した際は、まず中濃家畜保健衛生所まで電話でご連絡ください。

山羊やめん羊の死体は、月齢にかかわらず、適正に処理する（化製場に搬入する、TSE検査を受けたのち焼却する）必要があります。許可なく処理（解体、埋却、焼却など）できません。

ご不明な点がございましたら、**中濃家畜保健衛生所**までお問い合わせください。

**TEL:0574-25-3111** FAX:0574-27-3092